

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年11月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

14番 田中 吉照

事務局	上村 篤司
	西置 雄一
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和2年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和2年11月5日午後2時25分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

稲刈りも終わり、朝夕は冷え込む季節になりました。これから紅葉の美しい季節を迎える秋本番でございます。

委員の皆様には何かとお忙しい中農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の署名委員は、10番田中安弘委員、11番森島隆詞委員の二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

1ページをお開きください。1番でございます。

[提案説明]

場所については3ページの地図のとおりです。

7-4を分筆し、7-4と7-6は進入路、7-7を宅地とするものです。

1番の立地基準につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、300m以内に京奈和自動車道山田川インターがあり、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の山本功委員が現地確認を行っておりますので、山本委員から補足説明をお願いします。

山本 15番、山本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月26日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用外であり、農地として、野菜を作られています。

全体的には畑ですが、この部分は家及び畑への進入路として昭和38年から使用されておりました。

今回、畑を転用するにあたり進入路として使用してた部分を、正式に進入路として転用されるものです。

隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何か、ご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。
 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
 議案第1号については許可相当の意見をつけて知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
 を議題とします。
 事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
 でございます。

 2ページをお開きください。1番でございます。

 [提案説明]

 場所については3ページの地図のとおりです。

 2ページに戻っていただきまして2番でございます。

 [提案説明]

 場所については3ページの地図のとおりです。

 1、2番の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、300m以内に京奈和自動車道山田川インターがあり、第3種農地と判断されます。

 また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

 したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議 長 議案第2号については、地区担当委員の山本委員が現地確認を行っておりますので、
 山本委員から補足説明をお願いします。

山 本 15番、山本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月26日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

1番は、現地は調整区域の農用外であり、野菜を作られています。実家の前に分家住宅として家を建てるとのことです。

周りは住宅で、隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。

また2番は、現地は調整区域の農用外であり、野菜を作られています。

実家の前に分家住宅を建設するにあたり、隣接住宅地所有者より通路分を分けてほしいとのことでもあります。

周りは住宅で、隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 議案について審議をお願いいたします。何か異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。
 それでは、許可相当と思われるの方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
 議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きます。議案第3号、令和2年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について、
 を議題とします。

 1番から3番ですが、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

 それでは事務局、1番から3番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、4ページをご覧ください。
 令和2年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

 次のページをお開きください。1番でございます。

 [提案説明]

 場所については10ページ、11ページにかけての地図のとおりです。

 続きます。5ページに戻っていただきまして2番でございます。

 [提案説明]

場所については12ページ、13ページの地図のとおりです。

6ページに戻っていただきまして3番でございます。

[提案説明]

場所については14ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 それでは本件について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議長 それでは1番から3番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号1番から3番の計画は、議案どおり決定いたしました。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 井澤委員にお伝えします。議案第3号1番から3番の議案は決定いたしました。

議長 続きまして4番から8番の提案について、事務局より提案及び説明を願います。

事務局 続きまして4番でございます。6ページをご覧ください。

[提案説明]

場所につきましては16ページ、17ページの地図のとおりです。

6ページに戻っていただきまして5番でございます。

[提案説明]

場所については19ページの地図のとおりです。

戻っていただき7ページをご覧ください。6番でございます。

[提案説明]

場所については19ページの地図のとおりです。

7ページに戻っていただき7番でございます。

[提案説明]

場所については21ページの地図のとおりです。

7ページに戻っていただき8番でございます。

[提案説明]

場所については23ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促

進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは4番から8番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号4番から8番の計画は、議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を
事務局より報告願います。

事務局 それでは24ページをお開きください。
報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
1番でございます。
[内容報告]
場所については25ページの地図のとおりです。
24ページに戻っていただきまして2番でございます。
[内容報告]
場所については26ページの地図のとおりです。以上です

議 長 質問等ございませんでしょうか。

議 長 なければ報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
11月30日月曜日午後1時30分から開催としたいと思いますが、皆さんのご
都合はいかがでしょうか。
それでは、次回の総会を11月30日月曜日午後1時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたします。
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時25分